

# 岐阜県公報

第 二 百 四 十 八 号  
令 和 三 年 十 一 月 五 日

( 金 曜 日 )

## 目 次

### 告 示

医療扶助又は医療支援給付のための医療担当機関の指定 医療扶助又は医療支援給付のための指定訪問看護事業者等の指定	( 地 域 福 祉 課 ) 五 六 七
指定医療機関の廃止の届出	( 同 ) 五 六 八
指定医療機関の名称の変更の届出	( 同 ) 五 六 八
介護扶助又は介護支援給付のための居宅介護事業者等の指定	( 同 ) 五 六 八
指定介護機関の所在地の変更の届出	( 同 ) 五 六 八
保安林の指定施設要件を変更する予定である旨の通知	( 治 山 課 ) 五 七 〇
公 示	
落札者等に関する公示	( 税 務 課 ) 五 七 〇
土地改良区の設立認可	( 農 地 整 備 課 ) 五 七 〇
国土調査の結果に係る地図及び簿冊の認証	( 都 市 政 策 課 ) 五 七 一

### 岐 阜 県 告 示 第 四 百 七 十 九 号

生活保護法（昭和二十五年法律第百四十四号）第四十九条及び中国残留邦人等の円滑な帰国の促進並びに永住帰国した中国残留邦人等及び特定配偶者の自立の支援に関する法律（平成六年法律第三十号）第十四条第四項においてその例によるものとされた生活保護法第四十九条の規定により医療扶助又は医療支援給付のための医療を担当させる機関として次のものを指定したので、同法第五十五条の三及び中国残留邦人等の円滑な帰国の促進並びに永住帰国した中国残留邦人等及び特定配偶者の自立の支援に関する法律第十四条第四項においてその例によるものとされた生活保護法第五十五条の三の規定により告示する。

令 和 三 年 十 一 月 五 日

岐 阜 県 知 事 古 田 肇

名 称	所 在 地	指 定 年 月 日
ふくろう在宅クリニック	各務原市蘇原野口町五丁目一三〇番地	令 和 三 ・ 九 ・ 一
ポプラ在宅クリニック	多治見市音羽町二丁目二番地一〇一	同
アイリスベルクリニック	羽島市竹鼻町丸の内四丁目六番	同
たなかファミリー歯科	羽島市正木町新井三七五 二	同

岐阜県告示第四百八十号

生活保護法（昭和二十五年法律第四百四十四号）第四十九条及び中国残留邦人等の円滑な帰国の促進並びに永住帰国した中国残留邦人等及び特定配偶者の自立の支援に関する法律（平成六年法律第三十号）第十四条第四項においてその例によるものとされた生活保護法第四十九条の規定により医療扶助又は医療支援給付のための医療を担当させる機関として次の指定訪問看護事業者等を指定したので、同法第五十五条の三及び中国残留邦人等の円滑な帰国の促進並びに永住帰国した中国残留邦人等及び特定配偶者の自立の支援に関する法律第十四条第四項においてその例によるものとされた生活保護法第五十五条の三の規定により告示する。

令和三年十一月五日

岐阜県知事 古 田 肇

訪問看護事業者等の名称	訪問看護事業者の主たる事務所の所在地	訪問看護ステーション等の名称	訪問看護ステーション等の所在地	指 定 年 月 日
-------------	--------------------	----------------	-----------------	-----------

株式会社 M E D I C A L P E I t	岐阜市北一色九丁目一七番二二号	指定訪問看護ケアヒット各務原	各務原市蘇原沢上町四丁目五番二六アカシヤビル一階	令和 三・九・一
----------------------------	-----------------	----------------	--------------------------	----------

株式会社 ファーストナース	東京都港区新橋二丁目一二番一六号	訪問看護ステーション あやめ各務原	各務原市蘇原東栄町二丁目三番一エスボウル各務原三〇一号室	同
---------------	------------------	-------------------	------------------------------	---

岐阜県告示第四百八十一号

生活保護法（昭和二十五年法律第四百四十四号）第五十条の二及び中国残留邦人等の円滑な帰国の促進並びに永住帰国した中国残留邦人等及び特定配偶者の自立の支援に関する法律（平成六年法律第三十号）第十四条第四項においてその例によるものとされた生活保護法第五十条の二の規定により次の指定医療機関から当該指定に係る事業を廃止した旨届出があつたので、同法第五十五条の三及び中国残留邦人等の円滑な帰国の促進並びに永住帰国した中国残留邦人等及び特定配偶者の自立の支援に関する法律第十四条第四項においてその例によるものとされた生活保護法第五十五条の三の規定により告示する。

令和三年十一月五日

岐阜県知事 古 田 肇

名 称	所 在 地	廃 止 年 月 日
名 称	所 在 地	廃 止 年 月 日
ふくろう在宅クリニック	各務原市蘇原野口町五丁目一三〇	令和 三・八・三一
白楊会東濃ボブラクリニツク	多治見市音羽町二二二一 二 同	同
第二河合歯科医院	羽島市正木町新井二 三七四 一	令和 二・一〇・一

岐阜県告示第四百八十二号

生活保護法（昭和二十五年法律第四百四十四号）第五十条の二及び中国残留邦人等の円滑な帰国の促進並びに永住帰国した中国残留邦人等及び特定配偶者の自立の支援に関する法律（平成六年法律第三十号）第十四条第四項においてその例によるものとされた生活保護法第五十条の二の規定により次の指定医療機関からその名称を変更した旨届出があつたので、同法第五十五条の三及び中国残留邦人等の円滑な帰国の促進並びに永住帰国した中国残留邦人等及び特定配偶者の自立の支援に関する法律第十四条第四項においてその例によるものとされた生活保護法第五十五条の三の規定により告示する。

令和三年十一月五日

岐阜県知事 古 田 肇

名 称	所 在 地	変 更 年 月 日
新 小森内科クリニック	揖斐郡大野町黒野六四五 一	令和 三・九・一
旧 小森内科胃腸科		

岐阜県告示第四百八十三号

生活保護法（昭和二十五年法律第四百四十四号）第五十四条の二第一項及び中国残留邦人等の円滑な帰国の促進並びに永住帰国した中国残留邦人等及び特定配偶者の自立の支援に関する法律（平成六年法律第三十号）第十四条第四項においてその例によるものと

された生活保護法第五十四条の二第一項の規定により介護扶助又は介護支援給付のための居宅介護等を担当させる機関として次の居宅介護事業者等を指定したので、同法第五十五条の三及び中国残留邦人等の円滑な帰国の促進並びに永住帰国した中国残留邦人等及び特定配偶者の自立の支援に関する法律第十四条第四項においてその例によるものと

された生活保護法第五十五条の三の規定により告示する。

令和三年十一月五日

岐阜県知事 古田 肇

居宅介護事業者等の名称

居宅介護事業者等の主たる事務所の所在地

サービスの種類

居宅介護事業所等の名称

居宅介護事業所等の所在地

指定年月日

社会福祉法人 北農

大垣市北方町二丁目七〇番一

通所介護

特別養護老人ホーム パサーダ

大垣市北方町二丁目七〇番一

令和三・八・一

同

同

居宅介護支援事業

同

同

令和三・六・一

大 川 力

羽島市竹鼻町丸の内六一三七

訪問リハビリテーション

おおかわ整形外科

羽島郡笠松町門間八五三

令和三・九・一

同

同

介護予防訪問リハビリテーション

同

同

同

岐阜県告示第四百八十四号

生活保護法（昭和二十五年法律第百四十四号）第五十四条の二第四項において準用する同法第五十条の二及び中国残留邦人等の円滑な帰国の促進並びに永住帰国した中国残留邦人等及び特定配偶者の自立の支援に関する法律（平成六年法律第三十号）第十四条第四項においてその例によるものとされた生活保護法第五十条の二の規定により次の指定介護機関からその所在地を変更した旨届出があったので、同法第五十五条の三及び中

国残留邦人等の円滑な帰国の促進並びに永住帰国した中国残留邦人等及び特定配偶者の自立の支援に関する法律第十四条第四項においてその例によるものとされた生活保護法第五十五条の三の規定により告示する。

令和三年十一月五日

岐阜県知事 古田 肇

居宅介護事業者等の名称

居宅介護事業者等の主たる事務所の所在地

サービスの種類

居宅介護事業所等の名称

居宅介護事業所等の所在地

変更年月日

旧 羽島郡岐南町上印食二丁目二番地

リバーサイド一〇

居宅介護事業所等の名称

旧 羽島郡岐南町上印食二丁目二番地

令和二・六・一

新 羽島郡岐南町上印食二丁目四一番地

訪問介護

訪問介護ステーション え

新 羽島郡岐南町上印食二丁目四一番地

令和二・六・一

株式会社 えん

新 羽島郡岐南町上印食二丁目四一番地

訪問介護

訪問介護ステーション え

新 羽島郡岐南町上印食二丁目四一番地

令和二・六・一

同	同	同	同
同	同	同	同
同	同	同	同

岐阜県告示第四百八十五号

森林法（昭和二十六年法律第二百四十九号）第三十三条の三において準用する同法第二十九条の規定により、次のように保安林の指定施業要件を変更する予定である旨の通知を受けたので、同法第三十三条の三において準用する同法第三十条の規定により告示する。

令和三年十一月五日

岐阜県知事 古 田 肇

- 一 指定施業要件の変更に係る保安林の所在場所  
不破郡関ヶ原町大字今須字大河内奥三六九七の三五五
  - 二 保安林として指定された目的  
土砂の流出の防備
  - 三 変更後の指定施業要件
    - (一) 立木の伐採の方法
      - 1 主伐に係る伐採種は、定めない。
      - 2 主伐として伐採をすることができる立木は、当該立木が所在する市町村に係る市町村森林整備計画で定める標準伐期齢以上のものである。
      - 3 間伐に係る森林は、次のとおりとする。
    - (二) 立木の伐採の限度並びに植栽の方法・期間及び樹種  
次のとおりとする。
- （「次のとおり」は、省略し、その関係書類を岐阜県林政部治山課及び関ヶ原町役場に備え置いて縦覧に供する。）

公 示

同	同
同	同

落札者等に関する公示

岐阜県の物品等又は特定役務の調達手続の特例を定める規則（平成七年岐阜県規則第百二十号）第十一条の規定により、次のとおり落札者等について公示する。

令和三年十一月五日

岐阜県知事 古 田 肇

- 1 調達する役務の名称及び数量 税務帳票印刷関連業務 一式（単価契約）
  - 2 契約の相手方を決定した手続 一般競争入札
  - 3 入札公告を行った日 令和3年8月16日
  - 4 落札者を決定した日 令和3年9月27日
  - 5 落札者の住所及び氏名 岐阜市日置江一丁目58番地  
株式会社電算システム  
代表取締役 高橋 謙大
  - 6 落札金額 73,235,901円
  - 7 契約に関する事務を担当する部局の名称及び所在地
    - (1) 部局の名称 岐阜県総務部総務課システム管理係
    - (2) 所在地 岐阜市数田南二丁目1番1号
- 土地改良区の設立認可
- 土地改良法（昭和二十四年法律第九十五号）第十条第一項の規定により、次の土地改良区の設立を認可したので、同条第三項の規定により公示する。

令和三年十一月五日

岐阜県知事 古 田 肇

土地改良区名	施行に係る地区名	認可年月日
牧土地改良区	牧地区	令和三・一〇・一九

国土調査の結果に係る地図及び簿冊の認証

国土調査法（昭和二十六年法律第百八十号）第十九条第二項の規定により、次の国土調査の結果に係る地図及び簿冊を認証したので、同条第四項の規定により公示する。

令和三年十一月五日

岐阜県知事 古田 肇

一 調査を行った者の名称

岐阜市

二 調査を行った地域

岐阜市安良田町二丁目、安良田町二丁目、幸ノ町二丁目、幸ノ町二丁目、高砂町四丁目、高砂町五丁目、高森町五丁目、高森町六丁目、高森町七丁目、田生越町、吉野町二丁目及び吉野町二丁目の全部、安良田町三丁目、加納北広江町、清住町二丁目、清住町三丁目、松鴻町二丁目、高砂町三丁目、竜田町五丁目、竜田町六丁目、竜田町七丁目、長住町二丁目、白山町二丁目及び白山町二丁目の一部（駅北 第三調査区）

三 調査を行った期間

平成十九年六月から令和二年七月まで

四 地図及び簿冊の名称

岐阜市（安良田町二丁目、安良田町二丁目、幸ノ町二丁目、幸ノ町二丁目、高砂町四丁目、高砂町五丁目、高森町五丁目、高森町六丁目、高森町七丁目、田生越町、吉野町二丁目及び吉野町二丁目の全部、安良田町三丁目、加納北広江町、清住町二丁目、清住町三丁目、松鴻町二丁目、高砂町三丁目、竜田町五丁目、竜田町六丁目、竜田町七丁目、長住町二丁目、白山町二丁目及び白山町二丁目の一部）の地籍図

岐阜市（安良田町二丁目、安良田町二丁目、幸ノ町二丁目、幸ノ町二丁目、高砂町四丁目、高砂町五丁目、高森町五丁目、高森町六丁目、高森町七丁目、田生越町、吉野町二丁目及び吉野町二丁目の全部、安良田町三丁目、加納北広江町、清住町二丁目

清住町三丁目、松鴻町二丁目、高砂町三丁目、竜田町五丁目、竜田町六丁目、竜田町七丁目、長住町二丁目、白山町二丁目及び白山町二丁目の一部）の地籍簿

五 認証年月日  
令和三年十月二十二日

令和三年十一月五日発行

発行者  
発行所

岐阜市藪田南二丁目一番一  
岐阜県庁

編

集

岐阜市三輪ふりとびあ十三  
岐阜文芸社